

スポーツ用品レンタル規約

一般社団法人シッティングスポーツ協会

スポーツ用品レンタル規約

第1条（目的・契約の成立）

本規約は、一般社団法人シッティングスポーツ協会（以下「当協会」）が提供するスポーツ用品のレンタルサービス（以下「本サービス」）の利用条件を定めるものです。利用者が申し込みを行い、当協会がこれを承諾した時点でレンタル契約が成立します。

第2条（レンタル期間と料金）

1. **期間**：レンタル期間は、契約時に合意した返却日時までとします。
2. **イベント用物品レンタルサービスの料金支払**：第7条第1項に定めるイベント用物品レンタル料金は、用品の返却後に当協会が指定する銀行口座へ振り込んで支払うものとします（振込手数料は利用者負担）。
3. **個人用レンタルサービスの料金支払**：第7条第2項に定める個人用レンタル（月額制）料金は、別途合意した支払期日までに、当協会が指定する銀行口座へ翌月分を前払いで、または当協会が別途指定する期日までに振り込んで支払うものとします（振込手数料は利用者負担）。
4. **日割り計算**：個人用レンタルサービス（月額制）において、月の途中で貸出または返却が行われた場合、日割り計算は行わず、1ヶ月分の料金が発生するものとします。
5. **延長**：延長を希望する場合は、必ず返却期限前に連絡し、承諾を得るものとします。その際、延長日数分の料金が発生します。

第3条（禁止事項）

利用者は、レンタル品を以下の目的または方法で使用することはできません。

1. 第三者への転貸（又貸し）、譲渡、または担保への設定。
2. レンタル品本来の用途、目的以外での使用。
3. 不適切な場所、または危険を伴う方法での使用。
4. レンタル品の改造、分解、または独自の修理。

第4条（破損・紛失・盗難・運搬コスト）

1. **日常的摩耗**：通常の使用に伴う軽微な擦れ、傷、自然消耗については無償とします。
2. **破損・汚損**：レンタル中に修理が必要な故意な破損が生じた場合、利用者は修理代金の実費を負担するものとします。修理不能な場合は代替品相当額（時価総額）を請求します。
3. **紛失・盗難**：レンタル品を紛失または盗難された場合、利用者は直ちに当協会へ報告し、同等品の再調達価格または代替品相当額（時価総額）を支払うものとします。
4. **運搬費用**：レンタル品の貸出および返却に伴う運搬費用（送料、輸送費）は、原則として利用者の負担とします。

第5条（免責事項・安全管理）

1. **事故の責任**：利用者は、スポーツ用品の特性・操作方法を十分に理解し、安全に使用する義務を負います。使用中に利用者または第三者に生じた事故、怪我、損害について、当協会の責に帰すべき事由（用品自体の初期不良など）がある場合を除き、当協会は一切の責任を負いません。
2. **事前点検**：利用者は貸出時に、用品に不備や破損がないか確認するものとします。不備を発見した場合は直ちに当協会へ申し出るものとし、申し出がないまま使用された場合は、貸出時に正常な状態であったものとみなします。

第6条（貸出対象品） 本サービスの対象となる用品は以下の通りとします。

1. 競技用車いす（車いすバスケットボール用）
2. ボッチャセット
3. 卓球バレーセット
4. 車いすツインバスケットボール用ゴール
5. タイマー（バスケットボール用）

第7条（貸出料金）

1. **イベント用物品レンタルサービス**
 - 競技用車いす（車いすバスケットボール用）：2,000 円／日
 - ボッチャセット：3,000 円／日
 - 卓球バレーセット：3,000 円／日
 - 車いすツインバスケットボール用ゴール：10,000 円／日
 - タイマー：5,000 円／日
2. **個人用レンタルサービス（月額制）**
 - 競技用車いす（車いすバスケットボール用）：10,000 円／月

第8条（規約の変更）

本規約の内容は、社会情勢の変化やサービスの変更に伴い、必要に応じて予告なく変更される場合があります。変更後の規約は、当協会のウェブサイト等に掲載された時点、または利用者に通知された時点から効力を生じるものとします。

第9条（附則）

本規約は2026年5月28日をもって施行します。

【事務局】

一般社団法人シッティングスポーツ協会

〒300-0834 茨城県土浦市小岩田東 2-18-4